

規制の事前評価書

政策の名称	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度の創設
法令（案）の名称	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案
担当部局	内閣府宇宙戦略室 （参事官：奥野 真）
評価実施時期	平成28年2月

1 政策の名称

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度の創設

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設し、宇宙開発利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図るとともに、公共の安全の確保を図り、及び我が国の宇宙産業の健全な発達に資するため。

(2) 規制の内容

a. 人工衛星等の打上げに係る許可（第4条関連）

・国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

b. 人工衛星の管理に係る許可（第20条関連）

・国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(3) 規制の必要性

近年、人工衛星及びロケットの小型化、低価格化の進展等により参入障壁が下がった結果、民間事業者による宇宙活動が進展してきている。今後民間事業者による人工衛星等の打上げが活発化することが予想される一方、人工衛星等の打上げ行為は高度の危険性を内在することから、その安全確保に万全を期すと同時に損害が発生した場合は確実に賠償を履行できるよ

う措置を行う必要がある。

また、これまでに約 7,000 機以上の人工衛星が軌道上に打ち上げられており、運用終了・機能停止した衛星の多くは宇宙デブリとなって軌道上を周回している。近年、軌道上における人工衛星の爆発・破裂または人工衛星同士の衝突により衛星機体が破砕し、さらに多数の宇宙デブリが生じており、国際的に宇宙空間の利用を持続可能な状態にするための措置が求められ始めており、我が国においても適切な管理が求められている。さらに、宇宙諸条約を締結している我が国としては、宇宙条約第 6 条（注 1）により自国の非政府団体による宇宙活動に対して、許可及び継続的監督を行う義務があること及び宇宙条約第 7 条（注 1）及び宇宙損害責任条約第 2 条及び 3 条（注 2）により人工衛星等の打上げに起因する損害について国が直接損害賠償責任を負う可能性があることとされているところ、これまで我が国における宇宙活動は国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）をはじめとした国と特別の関係をもつ者のみが行ってきたため、JAXA 法等により宇宙諸条約を担保してきたが、政府と特別な関係を有しない民間事業者が行う宇宙活動も含めた規制を行う必要がある。

（注 1）宇宙条約（署名年発効年 1967 年日本の加入 1967 年）

<第 6 条>

・条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によって行なわれるか非政府団体によって行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従って行なわれることを確保する国際的責任を有する。

・月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものである。

<第 7 条>

・条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間に物体を発射し若しくは発射させる場合又は自国の領域若しくは施設から物体が発射される場合には、その物体又はその構成部分が地球上、大気空間又は月その他の天体を含む宇宙空間において条約の他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際責任を有する。

（注 2）宇宙損害責任条約（署名年発効年 1972 年日本の加入 1983 年）

<第 2 条>

・打上げ国は、自国の宇宙物体が地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

<第 3 条>

・損害が、一の打上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人若しくは財産に対して他の打上げ国の宇宙物体により地表以外の場所において引き起こされた場合には、当該他の

打上げ国は、その損害が自国の過失又は自国が責任を負うべき者の過失によるものであるときに限り責任を負う。

(4) 法令（案）の名称とその内容

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

宇宙開発利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図るとともに、公共の安全の確保を図り、及び我が国の宇宙産業の健全な発達に資するため、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可制度並びにこれらに起因する損害の賠償に関する制度を創設する。

3 想定される代替策

a. 人工衛星等の打上げに係る許可

個々の打上げ行為への許可ではなく、法人単位で許可を与える制度とする。

b. 人工衛星の管理に係る許可

個々の衛星の管理に係る許可ではなく、法人単位で衛星の管理の許可を与える制度とする

4 規制の費用・便益

a. 人工衛星等の打上げに係る許可

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

人工衛星等の打ち上げを行おうとする者においては内閣府令で定める許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保（現行 JAXA 法においては 200 億円が担保される保険契約の締結。本法律案における金額は、ロケットの設計や射場の場所等を勘案し今後定める。）等における費用が生じる。

<代替案>

人工衛星等の打ち上げを行おうとする法人においては内閣府令で定める許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保（現行 JAXA 法においては 200 億円が担保される保険契約の締結。本法律案における金額は、ロケットの設計や射場の場所等を勘案し今後定める。）等における費用が生じることに加えて、経理的基礎等の事業の適切性を証明するための費用が生じる。

【行政費用】

<本対策案>

本規制の周知、審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生する。

<代替案>

本規制の周知、審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生することに加え、その事業の適切性を審査するための負担が発生する。

【その他社会的費用】

<本対策案>

特になし。

<代替案>

特になし。

② 便益

<本対策案>

人工衛星等の打上げの適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星等の打上げが専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。また、本規制により、人工衛星等の打上げにおいて、第三者損害が発生した場合でも、被害者への賠償金の支払いが担保されることとなる。

<代替案>

個別の打上げ行為に対する許可ではなく法人単位の事業許可となるため、許可申請の処理コスト等が本対策案に比べて小さくなる。一方で、法人に対する許可とした場合、法人格のない者による打上げの機会を奪うこととなる。法人格のない者が打上げを行おうとする者に対する許可監督する制度がない状態は、宇宙諸条約に基づく自国民の活動に対する許可及び継続的監督という趣旨に反するほか、その打上げにより損害が発生した場合に被害者が救済されないおそれがある。

b. 人工衛星の管理に係る許可

① 費用

【遵守費用】

＜本対策案＞

人工衛星の管理を行おうとする者においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。

＜代替案＞

人工衛星の管理を行おうとする法人においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。

【行政費用】

＜本対策案＞

政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。

＜代替案＞

政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。

【その他社会的費用】

＜本対策案＞

特になし。

＜代替案＞

特になし。

② 便益

＜本対策案＞

人工衛星の管理の適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星の管理が専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。

＜代替案＞

個々の衛星毎の許可ではなく、法人単位の事業許可となるため、許可申請の処理コスト等が本対策案に比べて小さくなる。一方で、法人に対する許可とした場合、超小型衛星等を法人格のない者が管理を行おうとする場

合に許可監督する制度がない状態となり、宇宙条約第6条の宇宙空間における非政府団体の活動の許可継続的監督等が行えず、我が国としての宇宙諸条約の遵守及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれが生じる。

5 政策評価の結果

a. 本対策案では、人工衛星等の打ち上げを行おうとする者による許可の申請手続き、技術基準への適合の維持、賠償資力の担保等の費用が生じる。また、行政府においても審査体制の整備、具体の審査業務等の負担が発生する。しかし、本対策案を設けることにより、人工衛星等の打上げの適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星等の打上げが専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できる。さらには、人工衛星等の打上げにおいて、第三者損害が発生した場合でも、被害者への賠償金の支払いが担保されることとなる。以上を鑑みれば、本対策案により得られる便益は非常に大きい。

一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むが、個人が人工衛星の打上げ行為を行う場合について許可監督する制度がないままとなり、我が国としての宇宙諸条約の遵守及び公共の安全の確保に支障を及ぼす可能性が生じる。また、このような場合、損害が発生した場合に被害者が救済されないおそれがある。

したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい、国として得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。

b. 本対策案では、許可の申請手続き、技術基準への適合の維持等の遵守費用や、政省令の策定、許可制度の周知、審査体制の整備、具体的な審査業務等の行政費用が生じるが、許可制度を設けることにより、人工衛星の管理の適確性等について実態を把握するとともに、実態に応じた対策を講ずることが可能になることで、人工衛星の管理が専ら平和的目的のために行われることの確保及び公共の安全の確保等を担保できることを鑑みれば、本対策案により得られる便益が非常に大きい。

一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むが、法人格のない者が人工衛星を適切かつ継続的に管理等を行っているかについて国が十分に確認することが出来ず、宇宙諸条約の遵守等が困難となる。

したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい、国として得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代

替案よりも優れていると考えられる。

6 有識者の見解その他関連事項

本法律案の必要性は宇宙基本法第三十五条（注4）においても明記されている。

また、当該法律案の検討は宇宙政策委員会において議論され、平成27年6月に中間取りまとめを行い、宇宙開発戦略本部に報告されている。（別添参照）

（注4）宇宙基本法（平成二十年五月二十八日法律第四十三号）

第35条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

7 レビューを行う時期又は条件

この法律案の施行後五年を経過した場合において、この法律案の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別添)

宇宙活動法に関する基本的考え方

平成 27 年 6 月 24 日
宇宙政策委員会

1. 宇宙活動法を制定する意義

民間宇宙活動の進展により宇宙活動法を制定する目的が以下の順に拡がった。

- ① 民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行
- ② 公共の安全の確保
- ③ 産業振興の制度インフラとしての法制

①に関しては、我が国の宇宙活動については、従来、国による直接の活動又は国による一定の監督の下で行われる活動を想定していたが、今後増加するであろう民間事業者の宇宙活動について、国の許可及び継続的監督等を宇宙活動法で定めることが必要。

③に関しては宇宙活動法を制定する際は、特に以下の 3 点の観点を盛り込むことが必要。

- ・ ルールの明確化
- ・ 各国と比較して合理的な規制内容
- ・ 引受可能な第三者損害賠償責任（以下「TPL」という。）

2. 許可及び継続的監督の対象とする宇宙活動の範囲

➤ 許可・監督の対象

打上げ（及び打上げ射場運営）、再突入、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）の管理を許可・継続的監督の対象とする

3. 個別の許可及び継続的監督の具体的案

① 打上げの許可・監督

➤ 許可・監督の対象とする打上げの定義

打上げとは、人工衛星打上げ用ロケットにより、人工衛星を打ち上げることと定義する有人宇宙輸送機の打上げは、当面、許可を行わない。

なお、弾道ロケット等人工衛星の打上げを目的としないロケットの打

上げ（有人及び無人双方を含む。）は引き続き他の法令により対応するものとし、宇宙活動法の適用対象としない。

▶ 打上げの許可・監督の考え方

打上げの許可・監督における基本的な考え方は以下とする。

- ・ 地上安全・飛行安全を確保させ、地上における第三者損害を防止させる
- ・ TPL 保険等損害賠償措置を講じさせることにより、第三者損害賠償資力を確保させる

▶ 打上げの許可の仕組み

打上げ実施者は、個々の打上げ許可に当たっては、以下の点につき国の審査を受ける。

- ・ 審査済の型式のロケットを審査済の射場において打上げに供すること※
- ・ 打上げ射場運営者の講ずる地上安全・飛行安全の確保
- ・ TPL 保険等による損害賠償措置

※以下2点を原則として打上げ実施者に義務付ける。

（1）ロケットは、機体が第三者損害を防止するための機能を備えていることについて個々の打上げの許可の申請を行う前に予め審査を受けておき、打上げに当たっては、審査を通った型式で製造された機体を供するよう打上げ実施者に義務付け

（2）打上げ射場についても、打上げ射場運営者において、上記のロケットの打上げの許可の申請を行う前に予め、地上安全、飛行安全を確保するための技術的能力（施設・設備等安全監理を確実に実施する能力）等の審査を受けておき、打上げ実施者は、審査を受けた打上げ射場運営者により当該ロケットの地上安全・飛行安全の確保を行わせることを義務付け

なお、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）の開発したロケットの機体、JAXAの運用する打上げ射場については、これまでの基幹ロケットの開発経緯及びJAXAの技術的能力等を勘案し、特別な取扱いについて検討する。

許可に当たっては、条件を付すことができる。

- ・ロケットに起因するデブリ抑制措置
- ・打上げに起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること
等

➤ 海外打上げ委託

我が国が、人工衛星の打上げを行わせる国としての「打上げ国」として、宇宙損害責任条約に従い損害賠償の責任を負い、それを履行した場合に、それによって生じた金銭的負担に対応し得る損害賠償措置が、打上げが行われる国において講じられていることを審査する。

➤ 空中発射・海上発射の取扱い

宇宙活動法とは別に母機・母船について航空機、船舶・海上構造物として安全確保を行う。

➤ 打上げの継続的監督

報告徴収、立入検査、措置命令を実施する。
無許可の打上げへは罰則を課す。

② 再突入の許可・監督

➤ 許可・監督の対象とする再突入の定義

再突入とは、再突入機を制御して再突入させることと定義する。

なお、人工衛星やロケットの上段部を制御して再突入させる場合は、それぞれ人工衛星の管理、打上げの枠組みで安全確保等のために所要の措置を講じる。

➤ 再突入の許可の仕組み

再突入実施者は、個々の再突入許可に当たっては、以下の点につき国の審査を受ける。

- ・地上安全・飛行安全の確保
- ・損害賠償措置

許可に当たっては、条件を付することができる。

- ・再突入に起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること
こと

等

➤再突入の継続的監督

報告徴収、立入検査、措置命令を実施する。

無許可の再突入へは罰則を課す。

③人工衛星の管理の許可・監督

➤許可・監督の対象とする人工衛星の管理の定義

人工衛星の管理とは、人工衛星の管制行為を対象とすることとし、ミッション機器の運用は含まないものとする。

➤人工衛星の管理の許可の仕組み

人工衛星の管理の開始前、移転前、終了時（移転を除く。）に当たっては、国の許可を受ける。

国の許可を受けなければならない人工衛星の管理を行う者とは、管制行為に係る決定権を実質的に有する者とし、前者のいわば「手足」として活動する者は含まないものとする。

許可に当たっては、条件を付することができる。

- ・各国と比較して適切な水準のデブリ抑制措置
- ・人工衛星の管理に起因し国が宇宙諸条約により負担した費用の求償に応じること

等

➤人工衛星の管理の継続的監督

報告徴収、立入検査、措置命令を実施する。

無許可の人工衛星の管理へは罰則を課す。

4. 第三者損害賠償制度

➤第三者損害賠償制度の考え方

以下の観点から民法等の不法行為の特則として、無過失責任及び国の求償を地上損害に措置する。

- ・地上の第三者損害について被害者を保護
- ・TPL リスクを打上げ実施者が引き受け可能な合理的水準とすることで、打上

げサービスの受注、部品等の供給者の参入を促進
軌道上損害については引き続き民法等で対応を行う。

➤ 具体的な第三者損害賠償制度

第三者損害賠償制度については、原子力損害の賠償に関する法律及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（以下「JAXA 法」という。）を参考に、JAXA 法第 22 条の措置を JAXA が関与しない打上げにも適用できるように以下の観点を踏まえて一般に拡大する方向で検討

① 厳格責任の導入

ロケットの打上げは、高度な技術であり、民法等の不法行為の一般原則で被害者に故意・過失の立証責任を課すのは過酷であること及び危険責任主義を適用することで厳格責任を導入する。

② 責任集中

打上げ実施者が代表して被害者に対応する。

③ 損害賠償措置

被害者保護のために TPL の履行を確保すべく、打上げ実施者に TPL 保険等により資力の確保を義務付ける。なお、付保を義務付ける T P L 保険の金額については、ロケット及び射場ごとに適切な金額を定めることとする。

④ 国の補償

損害賠償措置でカバーできない地上の第三者損害について、国の補償を設定する。

⑤ 宇宙損害責任条約との関係性の明確化及び整合性の確保が必要。

以 上